

令和6年第18回教育委員会定例会

開会年月日 令和6年9月20日（金）

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 三 浦 康 彰
同 委 員 森 山 瑞 江
同 委 員 仲 山 英 之
同 委 員 岡 田 行 雄
同 委 員 小 林 三 保

議 題

1 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和6年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

2 報告

(1) 教育長報告

- ① 練馬区版総合戦略 重要業績評価指標（KPI）および第2次みどりの風吹くまちビジョン改定アクションプラン〔年度別取組計画〕の令和5年度末の進捗状況について
- ② 第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画の実施状況（令和5年度）について
- ③ 令和6年第三回練馬区議会定例会提出議案について
- ④ 令和6年度イプスウィッチ市青少年練馬区訪問団の受入れについて
- ⑤ 学童クラブ入会申請のオンライン手続きについて
- ⑥ 練馬こども園の認定について
- ⑦ 練馬区立保育所運営業務委託事業者の決定について
- ⑧ 令和8年度に運営業務委託契約の契約期間満了を迎える区立保育所の運営について
- ⑨ 民設子育てのひろばの開設について
- ⑩ その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 11時22分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	佐 川 広
教育振興部教育総務課長	枝 村 聡
同 教育施策課長	竹 岡 博 幸
同 学務課長	杉 山 賢 司

同	学校施設課長	柴	宮	深
同	保健給食課長	唐	澤	貞 信
同	教育指導課長	山	本	浩 司
同	副参事	佐	藤	勝 也
同	学校教育支援センター所長	村	瀬	美 紀
同	光が丘図書館長	小	原	敦 子
こども家庭部長		関	口	和 幸
こども家庭部子育て支援課長		脇		太 郎
同	こども施策企画課長	河	野	一 真
同	保育課長	岡	村	大 輔
同	保育計画調整課長	山	口	裕 介
同	青少年課長	小	島	芳 一
同	子ども家庭支援センター所長	橋	本	健 太
同	在宅育児支援担当課長	長	岡	毅

教育長

ただいまから、令和6年第18回の教育委員会定例会を開催する。
本日は傍聴の方が1名、お見えになっている。
それでは、案件表に沿って進めさせていただく。
本日の案件は、協議2件、報告9件である。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和6年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

初めに、協議案件である。
継続審議中の協議2件については、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

(1) 教育長報告

- ① 練馬区版総合戦略 重要業績評価指標（KPI）および第2次みどりの風吹くまちビジョン改定アクションプラン〔年度別取組計画〕の令和5年度末の進捗状況について
- ② 第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画の実施状況（令和5年度）について

教育長

次に、教育長報告である。
本日は9件、ご報告する。
それでは、報告の①について、願います。②番についても、関連する案件となるため、続けて説明をお願いします。
質疑については、報告の②番までの説明終了後に行う。
それでは、説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

では、報告の①、②について、各委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

参考資料2の25ページである。先ほどご説明があったところだが、2の教育の質の向上で、デジタル教科書の導入に向けた検討というところである。令和5年度に一部の教科で利用を開始したということだが、ここをもう少し詳しく教えていただきたい。これはどういう教科について開始をしたのかということと、例えばその教科で開始したときに、全校一斉にその教科について開始したのか、あるいは特定の中学校か小学校で開始したのか、その辺教えていただければと思う。

教育施策課長

児童・生徒、学習者用のデジタル教科書に関しては、令和5年度より、記載のとおり一部導入ということになっている。小学校5年生、6年生、そして中学校1年生から3年生までを対象に、教科については、英語と算数、数学である。英語に関しては、全校ということである。算数、数学に関しては、これは文科省のほうからの供給ということがあって、半分の学校ということで導入したものである。

仲山委員

紙の教科書と併用か。

教育施策課長

文科省のほうから当面の間はこのデジタルと紙を併用していくということになっている。なので、教員のほうで判断し、効果的な活用方法ということで、授業を展開しているという状況である。

仲山委員

資料1の7ページ以降なのだが、お伺いしたいことは、需要量見込みに対する目標供給量というものが、大分差があるものと、それほど差がないものがあるが、それはどういうことを考慮して、供給量の設定を決めているのか。

例えば、7ページの6の幼稚園預かり保育だと、需要量見込みと目標供給量が2倍にはいっていないが、それに近いぐらい離れている。それに対して、11ページの3の子ども成長環境の充実の放課後児童健全育成事業のところの需要量見込みだと、例えば令和5年を見ると7,000に対して目標供給量は8,800というぐらいで、ここはそれほど開いていない。各事業で当然考えることは違うのだろうと思うが、例えば今2つ挙げた例で、どういったことを考えて、こういう目標値になったのか。

こども施策企画課長

需要量と供給量の見込みの考えなのだが、例えば、需要量については、今後の人口推計とかこれまでの利用実績とかを踏まえて、おおよそ今後これぐらいの数だろうと

見込みを立てる。その需要量を、ニーズを満たせるようにその数を確保できる供給量というものを積算していく。例えば今回のこの幼稚園の預かり保育とかになると、需要量の見込みは令和5年度のところを見ると39万5,920ということなのだが、現に幼稚園の数というのが実際に相当の数がある、例えば私立の幼稚園でも、結構預かり保育を積極的に頑張られている現状がある。そうすると、供給量として差が出てしまうが、実施している供給量がもともとかなり多い。

一方で、学童クラブについては、実際にはこの必要な需要量に対して、待機児童などの発生の状況も出ているので、まずこの必要な需要というものを何とか確保できる方策というのを考えてやっている。そういう意味では、需要を確実に供給できるような対策というものを考えている分、そこに大きな余裕としての供給量はない。そういうようなところで、各事業で差が出るところがあるかと考えている。

小林委員

資料1の3ページ、こんにちは赤ちゃん訪問についてお尋ねしたいが、私の記憶も随分昔で定かではないが、20年以上前はこういう訪問看護師であったり、助産師のケアが受けられるというのは、たしか乳児健診か何かのはがきかに通知があったかと思う。現在の告知の方法と日にち、例えば父親も一緒にいるときに訪問できるような土日祝日も対応しているのか。または夜も対応しているのか。あと、この訪問対象数が大幅に増加したと書いてあるが、何か明確な理由はあるか。

こども施策企画課長

赤ちゃん訪問については、出産後に赤ちゃん訪問の連絡票というものを郵送していただく形になっていて、その連絡票を基に訪問をさせていただいている。例えば夜間とか、そういうところを実施できるかについて、健康部の所管になっているので、個別に確認の上でご案内をさせていただきたいと思う。

また、訪問数が増えたところなのだが、コロナの時期には訪問をお断りされるようなケースがあると聞いていて、その間、件数が下がった。それがだんだんと回復をしてきているというのと、また、資料の事業の進捗評価のところに書いてあるが、今生まれた子供を対象に、ギフトカードのご案内なども併せてやっていて、そういうものと連携して訪問に取り組んでいる。そういったところの効果も出てきているのかと考えている。

教育総務課長

今、こども施策企画課長から申し上げたとおり、直接の事業をやっている部署が、保健所の健康推進課というところである。子ども・子育て計画に関しては、組織をまたいで全体の計画ということで策定をしているので、詳細の内容までご案内できないところがある。

ただ、お話あったとおり、従前だとその健診に来ていただいた保護者の方に対してというところがあったが、やはりこの切れ目のない支援ということの一番最初の入り口として、こちら側からお邪魔させてもらって、妊婦の方にご相談、面談という取組を始めてきた。

健診の時期について、例えば2か月児の相談のものを新たにつくろうとか、1歳児になってくると働く環境等も変わってくる。こういったことを順次充実しながら取り組んできているところである。委員からいただいたご質問については、確認の上で個別にご回答申し上げる。

森山委員

2つお願いする。参考資料の25ページ、上段のヤングケアラーのところである。実態調査と啓発、研修、相談支援と3つに分かれて実施したとなっているが、これはどのくらい充足したとか、そういうニーズを捉えたのか。また、実施しただけではなく、本当に人数を把握できたか、あるいは相談支援等に結びつけられたかというところを、深くお聞きしたい。

あと、もう一つは資料1の10ページの(11)の多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業。巡回支援員というのは一体どういう人が担っているのか。

それから、本人に指導するのではなくて、園の保育士等に指導するとか相談・助言をすとかそういう人だと思うが、これは要望があってされるのか。または要望がなくても巡回しているのかということをお聞きしたい。

学校教育支援センター所長

まず、私から、ヤングケアラーへの支援の充実の実態調査、それから啓発、研修の実施、相談支援の充実というところでお答えしたいと思う。

ヤングケアラーのニーズについては、実態調査を区で令和4年度に行って、その中で、小・中学校のお子さん、それから教員を対象とした調査を行った。その中では、なかなかお子さん自身が、自分がヤングケアラーだという状態に気づきにくく、支援の声を上げにくい。教員のほうからは、なかなか家庭のお話に入りづらい。そういった実態があるということが判明した。そうしたところを踏まえて、区としては、関係機関が連携して、そうしたお子さんを早期に発見して、個々のケースに応じた支援につなげていくことが重要であると認識をしている。

その調査の中では、ヤングケアラーの可能性のあるお子さんとして、小・中で1.5%、1.6%。そうした調査結果を得ている。その数字から、およそ2クラスに1人ぐらいの割合で、そうした可能性のあるお子さんがいらっしゃるかと認識している。

その後、区では学校を中心として、そしてお子さんを早期に発見する体制ということで、年3回のアンケート調査を行っている。そのアンケートでは、様々なお子さんの日々の様子をチェックするシートがあり、ヤングケアラーの可能性が高いお子さんの場合には、学校から子ども家庭支援センターへ連絡をしている。

また、そうしたお子さんについては、引き続き学校のほうで注意深く見守っている。そうしたお子さんの件数については、今、数値として手元に持っていないが、そうした形で、子ども家庭支援センターにつないで関係機関で、支援見守りを行っている。

保育課長

続いて、10ページのご質問にお答えする。まず、巡回支援の資格になるが、こち

らに記載している事業については、区立の直営園の園長経験者を中心に巡回をしている。実際に巡回をしている施設については、区内には保育施設が300以上あるが、年1回以上巡回をするということで行っている。

また、個別の園から、特に対応についてのご相談ということでお話があれば、その度ごとに巡回をさせていただくという形になっている。基本的には職員さんに対して様々なケアの方法とか、心配事のヒアリングとか、そういったような対応をしているところである。

あわせて、こちらの事業とは別の事業になるが、区内の私立園を中心に、専門家の方を派遣する事業というものも行っている。こちらのほうは、例えばその専門家の方、社会福祉士の方とか、臨床心理士の方とか、そういった方々を派遣するというような委託の事業も行っていて、アドバイスの内容としては、やはりその園の保育士さんの心配事に対応するというような形で行っている。

岡田委員

参考資料2の25ページの先ほどのヤングケアラーのことでの追加質問なのだが、小・中学校でヤングケアラーになった子供たちのことはお伺いして分かったが、中学校でヤングケアラーだった子が卒業したときに、そこでどのような支援が継続されていくのかというのが関心事であり、指導体制、相談体制を教えていただきたい。

子ども家庭支援センター所長

小・中学校を卒業して高校に入ると、区の機関と関係性が切れてしまう部分もあると認識している。そういったことから、中学校3年生で特に心配なご家庭については、子ども家庭支援センターのほうに情報をいただいて、要保護児童対策地域協議会の中で、ご家庭の状況等を把握する形で対応させていただいているところである。

仮に高校に進学されるようなお子さんであれば、高校のソーシャルワーカーと連携をして支援したり、ご家庭に関わる、例えば福祉事務所とか保健相談所等が関わっていれば、そういった関係機関と連携をしながらお子さんの様子、それから家庭の状況を確認しながら、必要に応じて支援をさせていただいている。

岡田委員

例えば高校生になったヤングケアラーの子たちの人数というのは、具体的に分かるのだろうか。

子ども家庭支援センター所長

正確な人数は今分らない。そんなに多くない人数ではあるが、我々としてはヤングケアラーと思われるという認識で関わっているお子さんがいる。

森山委員

ヤングケアラーのことなのだが、子供の問題ではなくて、その家庭の課題だと思う。

そうした場合に、福祉事務所等で福祉サービスを使うなり、その子のしていることの代替サービスを紹介するとか、そういうことを早いうちからしてもらわないと、本当に共依存の関係になって、そのご家族が亡くなったりしたときにすごい喪失感を子供が持つらしい。だから、小さいうちから、ぜひとも、このヤングケアラーに対しては、本当にしっかり目を届かせていただきたいなと思った。

岡田委員

先ほどヤングケアラーの質問をさせていただいたが、参考資料1で、この表面と裏面で、評価がAプラス、Aの割合が合計で80%を超えるということで、とてもよくやっているといるという印象があった。

すごくありがたいと思っているが、さらに質問をさせていただきたい。先ほどの参考資料2の24ページで、戦略計画4のところの1である。支援が必要な子供たちへの取組の充実ということで、ここに関しては、先ほど申し上げたようにとてもよくやっているといると思うが、最近感じているのが、コロナが終わって、学校で黙食だとかあまり子供たち同士が関わらないとか、授業中でもできるだけ発言をあまりしないとか、そういうような学校生活をしばらく送ってきて、その結果と言えるのかどうか分からないが、子供のコミュニケーション力が非常に低下していると感じる。

それは現在の小・中学生だけではなくて、例えば高校生だとか大学生でも、そういう課題を抱えて今困っているということを言うてくる人がいるわけだが、現在の小・中学校の中で、コロナ後に何かコミュニケーション力を高めるような活動や取組というのは何か具体的にやっているのかお伺いしたい。

支援の必要な子供たち、特別な支援が必要だということではなくて、全ての子にとってそういう意味で必要なと思い、質問させていただいた。

教育指導課長

確かにコロナ禍の中では、対話的な学びというものが非常に制限されていて、みんなが一斉に前を向いて、そういったグループ活動すらままならないような状況があった。一方、現在、学校の中では主体的、対話的で深い学びということを各学校、小学校、中学校もかなり意識を高く持ってやっているところである。

先日も中学校の社会科の授業を見てきたが、EUにおけるイギリスの政策について、子供たち同士が非常に活発に意見交換をしているような姿も見られた。そういった各教科の授業の中で、全体で、またはグループで、または2人組でといった対話的な学びをする。その中で、自分の意見を伝えたり聞いたり受け入れたり考えを深めたりというような、その中でコミュニケーション能力が一定程度高められればと考えている。

また、それだけではなくて総合的な学習の時間の中で、外部の方、地域の人材であるとかゲストティーチャーであるとか、そういった方々とのコミュニケーション、関わりというものも非常に増やしているところであるので、そういった中で、子供たちが一層高められるように努めてまいりたいと考えている。

岡田委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思う。

③ 令和6年度第三回練馬区議会定例会提出議案について

教育長

それでは、続いて報告の③番について、説明をお願いする。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して、各委員の皆さん、ご意見、ご質問があればお聞きする。
よろしいか。

④ 令和6年度イプスウィッチ市青少年練馬区訪問団の受入れについて

教育長

では、続いて報告の④番、ご説明をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して、何かご質問、ご意見があればお願いする。

仲山委員

体験学習は、具体的にはどんなことをされたのか。

教育指導課長

全部で4つの中学校、4校において、体験の受入れをしていただいた。まず、どの学校でもセレモニーという形で、学校によって学年は違うが、例えば全生徒が集まって、そこで吹奏楽を披露したりとか、日本の踊りを紹介したりとか、または英語部の生徒が活躍して、そこで一人一人生徒たちにインタビューしたりとか、そういったセレモニーのオープニングをした後、少人数に分かれて各学級で授業を受けるという体験をした。例えば、国語の書写の授業であるとか、音楽の和楽器の授業であるとか、あとは通常の体育、理科、社会などをバディーと一緒に勉強するということを進めていたと話を伺っている。

仲山委員

そのときは、先生は英語も併用してやられているのか。

教育指導課長

可能な範囲でということである。バディーの子供たちが、手ぶり身ぶりまたは英語を交えながらお話をしている場面もあるし、担任の先生、教科の先生が可能な範囲で英語を少し交えながらということもあるが、基本的には日本語での授業をベースにしながら、日本の授業そのものを体験しているということもある。

仲山委員

観光はどちらへ行かれたのか。

教育指導課長

イプスウィッチ校のほうは、例えば原宿、渋谷とか、上野、浅草、スカイツリー、皇居、秋葉原、東京ディズニーランドといった東京近郊の名所を訪問されたと聞いている。

岡田委員

学校で受け入れるということなのだが、どうやって学校を決めるのかということをお教えいただきたい。すごくいい活動だと思い、できれば全校が受け入れられるような状況であればいいと思う。

教育指導課長

できるだけ多くの学校にこういった体験をというのは、まさにおっしゃるとおりかと思う。今回は、引率教員が、イプスウィッチ校は3名、レッドバンクは4名ということで、引率教員が分かれられる範囲ということで、全部で4校と設定させていただいた。

その4校の設定であるが、今回のホストファミリーを受け入れてくださると手を挙げてくださった家庭が全部で80家庭あった。最終的には24人のみの受入れになるので24家庭に絞ったわけだが、そのホストファミリーに多く手を挙げていただいた学校から4校を選ばせていただいたということである。

教育長

よろしいか。

⑤ 学童クラブ入会申請のオンライン手続きについて

教育長

では、報告事項の⑤番について、説明をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

では本件について、ご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

オンライン手続をすることによって、何か問題が起こるという可能性はありそうか。

子育て支援課長

昨年保育園が先行してオンライン手続を導入しているので、そのノウハウを確認しながら準備をしている。今の段階で大きな問題があるということは考えていない。

逆にオンラインでやることによって、申請される方の利便性の向上というのも当然大きい。学童クラブでこれまで受付をしていた部分が多かったが、保育園の例を取ると、初年度3割程度がオンライン申請だったということも伺っているので、学童クラブで申し上げると、全体で2,000件程度はオンラインをご利用いただけるのではないかと考えている。

学童クラブは職員が少ないため、多少でも窓口の申請件数が減ることで、お子さんへの保育への影響が少なくなるといったメリットがあるという期待をしている。

教育長

よろしいか。

⑥ 練馬こども園の認定について

教育長

それでは、続いて報告⑥について、ご説明をお願いします。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

この件について何かご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

今日の初めのほうに説明があったことと関連あることなのだが、資料1の中の練馬こども園関係で、1号認定だとか3号認定だとかそういう言葉が使われているが、ここで教えていただけるか。どういうことなのだろうか。それから、今回の認定したところは何号認定になるのか。

こども施策企画課長

保育施設を利用される方が、まず保育の必要性というものを認定する必要がある、

練馬区にまず前提として申請をいただく。その際に、1号、2号、3号とあるが、1号認定が3歳から5歳のいわゆる教育、幼稚園の施設を利用したものの認定、2号が保育を必要とするということで、2号が3歳から5歳である。最後、3号というのが、同じく保育を必要とするものになるが、これはゼロ歳から2歳という形で区分をされている。そういった利用者側の施設を利用するための認定の手続となっている。

教育長

いわゆる何号認定というものと、ここで言う認定というものは別の概念ということか。

こども施策企画課長

ご説明させていただいた1号、2号という数字の認定と、ここで言う、例えば練馬こども園の低年齢型の認定とか、それは全く異なるものというふうになっている。

仲山委員

分かった。

教育長

この練馬こども園の中に、認定こども園という制度にも入っている人もいると思う。それはどういう人が使えるのだったか。

こども施策企画課長

国の幼保一元化の仕組みとして認定こども園というものがあって、区の独自の認定基準で行っているものが、練馬こども園という形になるが、利用についてはそれぞれ、例えば認定こども園だと、その認定基準の要件として、例えば11時間の保育が必要とか、給食の提供が必要とか、これに対して練馬こども園だとそうした要件が緩和をされていて、9時からの保育であったり、例えば給食についても園の判断によるといったような、そういった違いがある。そうしたそれぞれの施設の上の中身が変わってくるが、利用者の希望に沿った形で、どういった園がいいのか選択できるような形で利用ができるという形になっている。

保育課長

少し保育の認定のお話が出たので、私からもご説明する。今お話のあった認定こども園は、幼稚園に保育園のサービスを乗せるようなイメージになる。なので、利用されているお子さんということになると、幼稚園を利用される3歳から5歳の方が入っているのと同時に、例えば保育園を利用されるような、ゼロ歳から2歳までの方も入ってくる。その方たちは、延長保育という形でその施設を利用するような形態になっている。

森山委員

例えば、2の幼稚園定員385名で、今回25名が練馬こども園として入ってくるということなのだと思うが、これは大体、幼稚園の先生と子供は、ゼロ歳から2歳とか低年齢の人が入ると、何対何というのが変わってくると思うが、こういう点はいかがだろうか。

こども施策企画課長

低年齢型の職員の配置なのだが、考え方として認可保育所の基準に合わせて配置をお願いしていて、例えば2歳児だと、6人に対して1人というような基準で配置をしていただいている。考え方としては、認可保育所と同じ体制を取っているということになる。

学務課長

教員の配置ということでご質問をいただいたので、幼稚園の観点からご報告差し上げる。各園当然幼稚園教諭を配置している部分に加えて、今回こうした預かりを行うというようなことで、特に低年齢型をやる場合には幼稚園教諭の方の中で保育士の資格を持っていらっしゃる方を配置するとか、預かり専用の方を新たに雇ったりするような形で、安全に預かりができるような体制を取っている。そうした体制も含めて、区のほうも確認をさせていただいているということである。

岡田委員

資料5の表面のところの低年齢型についての質問なのだが、アとイとウで3つの幼稚園が載っているが、預かり保育時間が10時間、9時間、9時間と異なっていて、その時間帯も少しずつ異なる。保護者の方の立場から言うと、できるだけ10時間にしたいと思う方が多いのではないと思うが、この預かり保育時間、9時間とか10時間とかは、どういう状況でこの時間が決まっているのかを教えていただきたい。

こども施策企画課長

まず、保護者の方がお子さんを預けるといところから言うと、長い時間預かっていただいたほうが利便性が高いという形になると思う。そうすると、いわゆる保育園並みに、例えば11時間とかお預かりができるといいが、一方でもともとは私立幼稚園なので、それだけの体制を取っていくのがなかなか難しいといった園もある。

そうした中で、11時間以上預かる標準型という認定区分が、当初創設のときにあったのだが、それに加えて9時間以上でやっていただけたところを、例えば短時間型で認定するとか、そういう仕組みを加えてきたというのがある。これによって、例えばフルスペックの形だとなかなか進まないところを、練馬区として独自の認定基準をやることで幼保一元化を進めてきたという、そういった経緯がある。

教育長

ほかにかがが。よろしいか。

⑦ 練馬区立保育所運営業務委託事業者の決定について

⑧ 令和8年度に運営業務委託契約の契約期間満了を迎える区立保育所の運営について

教育長

では続いて、報告の⑦について、お願いします。報告の⑧番についても、関連する案件となるため、続けてご説明をお願いします。

なお、質疑については、報告の⑧番までの説明終了後に行いたいと思う。

では、説明をお願いします。

保育計画調整課長

資料に基づき説明

教育長

2件の報告があったが、これらについて、各委員の皆さんのご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

委託の場合は、そこで働いている職員の中に、もう区の職員は誰もいないのか。

保育計画調整課長

区の業務を全て、委託するという形になるため、そこで働く職員については委託した事業者の職員になる。

仲山委員

そうすると、民営化との違いというのはどこにあるのか。

保育計画調整課長

委託と民営の違いということであるが、委託については、公設民営という形になる。保育所については、区立の保育所という形である。民営化を行った後については、そちらの保育所については民設民営という形になるので、設立含めて全て園を法人ないし事業者の運営によるということになる。

教育長

財政面のご説明もしていただけるか。

保育計画調整課長

財政面ということであるが、委託の場合は、運営に係る費用について、区から委託

費という形で支出をし、運営していただく形になる。民設民営の保育園については、区からの補助金という形で、一部補助をしながら事業者の責任において運営していただくというものである。

仲山委員

委託をしている園で、何か事故が起きてしまったときの責任は区のほうにあるのか。それとも委託業者のほうにあるのか。

保育計画調整課長

運営による事故ということであれば、一義的には委託事業者の責任によるものというところもある。しかしながら、区立保育園ということで、区の施設で起きた事故ということについては、例えば自治体賠償、国家賠償法の対象になるような、いわゆる区が責任を持つような事故になる場合もあるかと考えている。そういう意味では、事故の対応によって責任の所在は、区ないし運営事業者、いずれかになるものと考えているというところである。

教育長

よろしいか。

⑨ 民設子育てのひろばの開設について

教育長

続いて、報告事項の⑨番、説明をお願いします。

在宅育児支援担当課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して、何かご意見、ご質問があればお願いします。

よろしいか。

それでは、この件を終わらせていただく。

教育長

委員の皆様から、その他で何かあるだろうか。

岡田委員

今、9月20日で夏休み明けて約3週間たった。2学期当初というのが、夏休みから学校生活が始まる中で、いろいろな問題が起こると言われているが、今の学校の状況など教えていただければありがたいと思う。

それからもう一つ、これはお願いなのだが、豊島区で幾つかの区と市の学校が集ま

って、不登校居場所のサミットをやったという話が入ってきた。例えば、校内にカフェをつくって、居場所をつくるだとか、不登校ぎみの子供たちがそこに行って勉強するとか、いろいろな実践を持ち寄った会議が開催されたらしく、総合教育会議でも豊浜中学校の校内カフェの話題がたしか出たと思う。そういうような不登校対策のサミットが行われたということなので、詳しく知りたいと思い、そういうものをもし調べられるようだったら調べていただきたい。

教育指導課長

まず、新学期始まっての子供たちの様子であるが、長期の休みが明けて、新学期、9月から始まるという状況の中で、子供たちは、中には不安を感じたりとか、学校に来たがらないといったそういう懸念が非常に多くあるところなので、夏休みが始まる前から、学校のほうには子供たちのケアとか長期休みの間にも、いじめが解消されていないお子さんとか、または不登校傾向のお子さんには、学校から家庭のほうに、お子さんに連絡を取るなどの工夫をしていただきながら、2学期がスムーズに開始するようにとお願いをしていたところである。

ただ、実際には、学校に来ず一時的に不明になっていたお子さんもいるし、または学校に来られないというお子さんも中にはいるが、そういったお子さんに対しては、継続して学校のほうでケアをしていただいているところである。

新学期の様子については、以上である。

教育振興部副参事

別室のことについてお話をいただいたところだが、現在、練馬区においては、東京都の事業を利用して、小・中合計20校で不登校対応の支援の方についていただくような居場所づくりを行っているところである。ほぼ小・中学校全校において、支援員がおらずとも別室の指導については展開しているところである。今後に向けて、可能な限り多くの学校で、支援員を伴う別室、居場所づくりについて準備をしていきたいと、このように考えている。

教育長

豊島区のサミットの状況について、何かつかんでいるところはあるか。

教育振興部副参事

お話しいただいたサミットについて、私どもも確認させていただき、情報提供させていただく。

仲山委員

今のお話の中に出てきた支援員なのだが、どういう方が支援員になっているのか。

教育振興部副参事

特に資格等の要件はないが、多くの学校で利用されているところによると、既に学

校にいろいろな支援でお入りになられている方に兼務していただいたりとか、地域の児童・生徒を見守っていただいている方などに従事していただいているところである。

教育長

事務局から、その他、何かあるか。

事務局

現在のところ、ほかにはない。

教育長

では、以上で第１８回教育委員会定例会を終了する。